



林業経済研究所

SGEC 森林認証マニュアル

平成17年12月 作成

平成22年 6月 改訂

財団法人 林業経済研究所

林業経済研究所 SGEC 森林認証マニュアル

目次

SGEC 森林認証マニュアルとは……………	2
審査体制……………	3
基準 1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定……………	4
基準 2 生物多様性の保全……………	9
基準 3 土壌及び水資源の保全と維持……………	13
基準 4 森林生態系の生産力及び健全性の維持……………	18
基準 5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組み……………	26
基準 6 社会・経済的便益の維持及び増進……………	30
基準 7 モニタリングと情報公開……………	35

林業経済研究所 SGEC 森林認証マニュアルとは

「林業経済研究所 SGEC 森林認証マニュアル」は、「SGEC『緑の循環』認証会議」で規定されている森林認証基準、指標、ガイドラインに対して、必要に応じ、審査機関である財団法人林業経済研究所によるガイドライン（林経ガイドライン）を加えて解説を与えるものである。

当研究所における審査は、このマニュアルに基づき実施する。

審査を受けようとする申請者は、本マニュアルを熟読いただきたい。

審査体制

SGEC 認証取得の適否は、「SGEC『緑の循環』認証会議」において審議される。

このため、財団法人林業経済研究所は、当研究所内に「SGEC 審査委員会」を設置し、「SGEC『緑の循環』認証会議」に諮る申請者ならびに申請内容の審査を実施している。

また、申請内容について、「SGEC 審査委員会」開催の前に、現地での審査を実施することとしており、現地審査は、「SGEC 審査委員会」委員、及び「SGEC 審査委員会」において承認された「SGEC 専門審査員」により実施している。「SGEC 審査委員会」委員は下記のとおり。

委員（アイウエオ順）

- 「SGEC 審査委員会」委員
 - 井上 公基（日本大学教授）
 - 鈴木 喬（元林業経済研究所所長）
 - 立花 敏（筑波大学准教授）
 - 土屋 俊幸（東京農工大学教授）
 - 八木 久義（東京大学名誉教授）
 - 永田 信（東京大学教授）

基準 1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定

指標 1.1 土地、森林資源等の所有者・管理者が明確である。

ガイドライン 1-1-1

森林所有者、地上権者が記載された登記簿・公図ないし森林簿・森林計画図があり、ランダムに選んだ林分について現地を確認できる。

ガイドライン 1-1-2

森林所有者、地上権者と当該森林の管理者が異なる場合は、受託管理契約等により森林認証への参加が明確に確認できる。

ガイドライン 1-1-3

複数の森林所有者が形成する集団（グループ）を森林管理者とする場合は、当該構成員の所有する森林を一元的に管理する計画、組織、責任体制等当該森林を計画的かつ適正に管理するため必要な要件が明確に確認できる。

■ 林経ガイドライン 1-1-1-1

認証を申請する森林について、森林所有者がリストされている。

■ 林経ガイドライン 1-1-2-1

認証を申請する「森林管理者*」と森林所有者とが同一でない場合には、「森林管理者」は森林所有者から認証取得に関する「委任状」を取得している。

■ 林経ガイドライン 1-1-2-2

認証を申請する「森林管理者」は、「個人情報の保護に関する法律」に照らし、個人情報の保護の規程を持っている。

解説

この指標は、森林認証の対象となる森林について、土地所有者が明確に分かるということと、「森林管理者」が土地所有者の了解の上で認証の申請をしているという点がポイントであり、委任状は施業委託等の契約書が必要である。その上で、森林管理者は、「個人情報の保護に関する法律」の施行にともない、森林所有者の個人情報の保護について適切に対応する必要がある。

*用語説明

森林管理者：本認証の申請主体となる「森林管理者」とは、所有者のとりまとめを行って森林施業計画を立て、森林の施業または経営を主体的に行う者を意味している。

基準 1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定

指標 1.2 対象森林の所在場所別面積、人工植栽に係る森林の区別（人工林、天然林別）、樹種又は林相、林齢及び立木材積が明らかな森林調査簿類が常備されている。

ガイドライン 1-2-1 森林簿または森林調査簿もしくはこれらに準ずる簿冊が常備されており、これらが5年おきの森林調査で更新されている。

■林経ガイドライン 1-2-1-1

これら森林情報が森林簿*等を土台とする GIS 等で管理され、効率的な利用・更新が可能になっている。

解説

この指標は、森林認証の対象となる森林の状況が、森林簿等によって捕捉され、その森林簿等の情報が適切に更新されているか否かという点がポイントである。（森林情報の管理と更新は、できれば GIS 等により効率的になされることが望ましい。）

*用語説明

森林簿：民有林の森林の現況について表したもので、一般に5年毎に更新されている。森林簿では、所有者別、人工林・天然林別で面積が記載されている。また、人工林については林齢、樹種が示されている。なお、森林調査簿は、国有林等で使われているものであり、森林簿同様、森林の現況を示すものである。

基準 1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定

指標 1.3 対象森林の位置が、現地及び図面上で明瞭である。

ガイドライン 1-3-1

対象森林の所在が地番等で確認できる 5,000 分の 1 程度の図面が常備され、そのうちランダムに選んだ対象森林が現地で確認できる。

■林経ガイドライン 1-3-1-1

地図情報（森林計画図等）の管理が GIS 等により効率化されるとともに、図面情報と森林簿情報、現地情報との間にくいちがいがある場合には修正するシステムが整っている。

解説

森林の所在は、一般に、班、小班、番地等で示される。これら地番情報と地図情報が対応していることはもちろん、検索等が効率的に行われ得るような管理体制にあることが重要である。目的に応じて色塗り図等を即座に作り、印刷できるような、例えば GIS 等による情報管理ができていくかどうかポイントである。

*用語説明 —

基準 1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定

指標 1.4 森林計画制度の森林施業計画あるいはそれに準じた森林管理計画が樹立されている。管理計画の中で、森林所有者等が自らの意志で、持続可能な森林の管理・経営並びに環境管理に関する基本方針が策定されている。

ガイドライン 1-4-1

森林管理計画は、SGECの基準・指標に適合する森林施業を長期にわたり遵守することを最高経営者がこれを保証するとともに、管理理念と個々の森林の管理目的が明確であり、管理目的とその森林の特性に応じた目標森林の構成とそれに到る方法とが整合的に明示されている。

ガイドライン 1-4-2

森林施業計画認定森林は、森林施業計画書及び認定書の写しを常備しており、その実施状況を現地で確認できる。森林管理の基本方針は、森林施業計画書の計画事項の「森林施業の実施に関する長期の方針」により確認する。森林施業計画認定森林以外では、森林施業計画に準じた計画内容を具備した管理計画書のほか、対象森林の管理目的に応じた長期計画があり、その実施状況が現地で確認できる。

ガイドライン 1-4-3

環境影響に配慮した管理の基本方針が策定されている。

■林経ガイドライン 1-4-1-1

申請主体の「森林管理者」は、総会や理事会等の場で、認証対象となる森林について「持続可能な森林経営」の達成を目指す旨の決議を行う。

■林経ガイドライン 1-4-2-1

認証対象の森林について、市町村森林整備計画や森林施業計画を土台に、環境関連事項等を拡充した「森林管理計画」を立て、森林管理の目的及び指針を明確にする。

解説

森林管理計画は、既存の市町村森林整備計画や森林整備計画等を土台に、持続可能な森林経営に向けた森林経営の目的や計画が明示されるとともに、環境保全や地域社会等に影響を与える可能性のある事項（たとえば、伐採方法、水土保全、天然林、保護樹帯、生物多様性、水辺林、慣習的利用権、地域内交流、モニタリング等）についても言及していることが望ましい。なお森林管理計画の内容については所有者等の了解を得ていることが必要である。

*用語説明

—

基準 1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定

指標 1.5 森林管理計画に即した森林管理を実行しうる管理体制と経営が行われている。

ガイドライン 1-5-1 森林管理体制と実行組織が森林管理計画を実行するうえで適切に配置されている。

ガイドライン 1-5-2 森林所有者以外の森林管理者が森林管理を受託している場合は、森林所有者と受託者の業務分担と責任関係が明確に確認できる。

ガイドライン 1-5-3 森林所有者及び管理受託者は、経営内容の継続的改善に努める。

■林経ガイドライン —

解説 —

*用語説明 —

基準 2 生物多様性の保全

指標 2.1 生物多様性保全に関するランドスケープレベルの管理方針と主要な森林タイプについての林分レベルの管理方針が定められている。

ガイドライン 2-1-1

生物多様性に関する森林管理計画には次の内容を含む。a. 対象地の特性をふまえた生態系、種、遺伝子の多様性の維持・向上に関する基本的な管理方針 b. 生物多様性の維持・向上に関し望ましいランドスケープレベルでの管理計画 c. いくつかの代表的な林分タイプについて、生物多様性の維持・向上の観点からの技術指針。ただし、小規模組織に関しては、隣接地との相互作用を考慮した森林管理計画において、ランドスケープレベルの管理方針に配慮している。

ガイドライン 2-1-2

原生林またはそれに近い天然林がある場合は、これを維持するための管理指針に基づいて厳正に管理し、周辺のバッファゾーンについても管理指針がある。

■林経ガイドライン 2-1-1-1

生物多様性に配慮した計画等（生物多様性保全に関する方針と管理計画）が準備され、上記ガイドラインが満たされるとともに、それに沿った森林管理を実行、チェックする体制が整っている。

解説

1. 生物多様性の保全については、日本ではこれまで森林計画等での取扱いは不十分であった。そこで、森林認証に向けては生物多様性の保全について特別に強調した方針・計画を策定する必要がある。ただし、その内容については、認証を申請する森林の地域性や希少性等と関連するため、個々の事情を反映した形で計画書や指針が作られるべきである。
2. 小規模組織の場合の生物多様性の保全については、隣接地との相互作用を考慮したランドスケープレベルの計画が立てられる必要がある。

*用語説明

—

基準 2 生物多様性の保全

指標 2.2 対象森林内で生物多様性の確保に重要な構成要素（原生林、天然林、里山林、草地、湿地、沼、農地等）が地図上で明らかにされ、それらの管理方針が定められている。

ガイドライン 2-2-1

対象地に含まれる構成要素が地図上に明示され、そのうち生物多様性の維持上重要な要素については対象地内の動植物が記録され、動植物の重要種については保護管理の技術指針がある。

ガイドライン 2-2-2

水辺林の適切な保全計画及び利用計画がある。

■林経ガイドライン 2-2-1-1

対象地内の構成要素や発見された動植物は、GPS、GIS を用いる等により、効率的な地図登録がなされている。また、貴重な自然植生、動物等については職員らが日常的に報告する体制があって、それらが記録されて（地図情報を含む）、「生物多様性保全に関する方針と管理計画」に反映されている。

解説

生物多様性に関する管理方針は、地図情報と対応させながら具体的に示されることが望ましい。そのために、GIS、GPS の活用はきわめて有効であろう。例えば、多様性地図を GIS の 1 レイヤーとして準備しておき、フィールドワーク中に GPS 等により記録した構成要素や発見ポイント等のデータを地図に落とすといった作業によって、多様性情報を効率的に管理することが望まれる。

*用語説明 —

基準 2 生物多様性の保全

指標 2.3 絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧に属する種及びそれらの生息地の保護が図られている。

ガイドライン 2-3-1

地域における既存の生物多様性情報を広範に収集し記載しておくとともに、もしレッドデータブックにある動植物が存在する場合は、保護計画に基づいて、その生息地を把握し厳正にその保護に努める。専門家からの意見聴取によって貴重な動植物がいるとされた箇所は、保存林を設定する等、専門家の助言に基づき適切な保護対策を行う。

ガイドライン 2-3-2

貴重動物の保護に当たっては、営巣木として価値ある立木の保存や、昆虫・鳥類等の餌として価値ある枯れ木・空洞木・倒木の保護等のほか、生息環境の改善に努める。

■林経ガイドライン 2-3-1-1

各県が発行するレッドデータブックをもとに、域内に生息する可能性のある絶滅危惧種をリストアップし、絶滅危惧種に関する保護計画を作成し、適切に実行できる体制を整える。

解説

認証対象の森林内に絶滅危惧種が生息する場合には綿密な保護計画を立てる必要があるが、生息が確認されていない場合でも、近隣の状況から、生息する可能性のある動植物をリストアップしておき万全の体制をとっておくことが重要である。また、そうした動植物のリストは事務所に備え、従業員はじめ請負業者等も関心を持つよう指導することが大切である。

*用語説明

—

基準 2 生物多様性の保全

指標 2.4 下層植生を含め自然植生・野生動植物の保全に努める。

- ガイドライン 2-4-1** 野生動植物の生息環境の維持改善のため、下層植生や林縁植生の維持に努め、貴重な自然植生は、保護のための措置を講ずる。
- ガイドライン 2-4-2** 野生動植物の採取や狩猟は、持続可能なレベルを超えず、不適切な活動が防止されるよう努める。
- ガイドライン 2-4-3** 外来種の新たな導入は、生態系への悪影響を避けるため慎重に検討し、導入の際はその影響を注意深く監視する。
- ガイドライン 2-4-4** 林道、治山施設等工作物の設置に際し、小動物の生育・繁殖を妨げない措置（林道側溝、横断溝、魚道等）を講じ、これら工作物は使用可能な箇所では生物系資材を使用する。

■林経ガイドライン —

解説

1. 「下層植生・林縁植生保全指針」は独立して作っても良いし、「生物多様性保全に関する方針と管理計画」の中で言及しても良い。いずれにしても、下層植生や林縁植生の維持について具体的な活動指針を示していることが重要である。
2. 外来種の新たな導入は、原則認めない。ただし、導入する場合には、事前にアセスメントを行うこと。

*用語説明 —

基準 3 土壌及び水資源の保全と維持

指標 3.1 土壌及び水資源の保全に与える影響を事前に把握し、森林管理計画や実施過程における悪影響を最小化する。

ガイドライン 3-1-1 伐採、林道開設等の林業活動における環境変化や保全水準を認識し、適切に実行している。

ガイドライン 3-1-2 土壌・水系の保全のために特に配慮が必要な地区が地図上で特定され、適切な措置がとられている。

ガイドライン 3-1-3 環境に配慮すべき項目を整理し、従業員や請負業者に周知徹底が図られている。

■林経ガイドライン —

解説

林業活動において土壌・水系の保全に特に配慮すべき箇所については、保安林となっている場合が多いと考えられるが、保安林の場合は指定された作業種に従うことが必要である。

*用語説明 —

基準 3 土壌及び水資源の保全と維持

指標 3.2 伐採に当たっては、風が強く当たる尾根筋、水系及び道路沿いには適切な保護樹帯を設けている。

ガイドライン 3-2-1

土壌・水資源・生物多様性・景観の保全のために尾根筋、沢筋に保護樹帯が適切に設けられている。保護樹帯は森林管理に関する計画図に基づき現地で確認できる。

ガイドライン 3-2-2

保護樹帯の植生は、立地条件に適合した植生が維持されている。また、現状が針葉樹人工林の場合には、針広混交林への誘導が計画されている。

■林経ガイドライン 3-2-1-1

保護樹帯については、地図上で設定箇所を示すとともに、保護樹帯の管理計画を策定している。保護樹帯に関する地図情報は GIS 等で効率的に管理されている。

解説

私有林においては、尾根筋・沢筋・道路沿い等の森林について、森林施業計画に従った伐採方法や残置方法を守ってはいるものの、「保護樹帯」として明確な形で設定されている事例は多くはない。したがって認証森林の「保護樹帯」については、「森林管理計画」等で「保護樹帯」の設置の方針を記述するとともに、森林・地形・水系・景観・生物・道路等を良く勘案したうえで、森林所有者の意向も尊重しつつ、残置天然林や針広混交林の活用も含め適正に設定を進めることが大切である。

*用語説明

—

基準 3 土壌及び水資源の保全と維持

指標 3.3 森林の伐採集運材に当たっては、近隣の水資源や土石流防止機能等への影響を考慮し、地表面の保護が図られるよう慎重に配慮されている。

ガイドライン 3-3-1

山地災害防止機能が高い森林や山地災害危険地域等、土壌・水系の保全のための配慮が必要とされている区域で伐採計画がある場合には、伐採の種類、伐採区域の面積等が水土保持上問題ないものとなっている。市町村森林整備計画で水源涵養機能等維持増進森林と定められている森林にあっては、伐採の計画が市町村森林整備計画の基準・規範等に適合している。これら以外の森林にあっては、伐採更新等の施業計画がある場合には、その林分が属する小流域の水資源保全に注意が払われている。

ガイドライン 3-3-2

集運材方法、集材時期が、地形、地質、土壌、植生等の立地条件に照らして環境に負荷が少ない方法を選び適切に作られた技術指針にしたがって、地表面の保護及び水質汚濁防止のための措置がとられている。

■林経ガイドライン 3-3-1-1

山地災害防止機能が高い森林や山地災害危険地域等が地図上で示されている。市町村森林整備計画の区分（土壌及び水源林の保全と維持）と整合的であること。

■林経ガイドライン 3-3-2-1

「集運材の技術指針」が土壌、水資源に配慮したものとして策定されている（あるいは「森林管理計画」の中で言及する）。

解説

伐採、集運材時に土砂の流出や地表面の損傷を防ぐような対策、技術指針があるかどうかである。特に、地域的に脆弱な所、また保全上重要な所を認識することがポイントになる。

*用語説明 —

基準 3 土壌及び水資源の保全と維持

指標 3.4 林業機械に用いる、燃料、オイルその他汚染物質及び農薬等化学物質が水系に流出しないよう注意を払う。

ガイドライン 3-4-1

燃料、オイル類及び林業薬剤の保管場所、保管方法、使用方法を定めた指針にしたがって、土壌汚染や水質汚濁を引き起こさないよう注意する。

■林経ガイドライン 3-4-1-1

燃料・オイル類及び林業薬剤の取扱いに関する注意事項を特記したマニュアルがあり、厳正なる取扱いが行われている。

■林経ガイドライン 3-4-1-2

従業員及び請負業者等へ燃料・オイル類及び林業薬剤の取扱いについての啓発・教育を行っている。

解説 —

*用語説明 —

基準 3 土壌及び水資源の保全と維持

指標 3.5 林道等の開設に当たっては、水土保持に細心の注意を払う。

ガイドライン 3-5-1

林道、作業道の作設にあたっては、林道規程、林地開発許可等の基準による作設指針に従うほか、現地の自然条件や下流域の水利用の特性に照らして環境に負荷が少ない方法を選び、水土保持に細心の配慮を払って計画されている。

■林経ガイドライン —

解説 —

*用語説明 —

基準 4 森林生態系の生産力及び健全性の維持

指標 4.1 経済的、社会的、生態的な持続性に配慮し、森林資源調査、モニタリング結果に基づき森林管理計画を作成し、適切な実行体制が整備されている。

ガイドライン 4-1-1

当該森林に由来する林産物やサービス、公益的価値の重要性を認識し、それを維持、増進するよう森林管理計画の策定と実行に努めている。

ガイドライン 4-1-2

木材生産に関するコスト管理とともに環境面、社会面で必要となる管理コストを考慮し、長期的な森林管理の持続性に配慮している。

ガイドライン 4-1-3

従業員や請負業者にその実行に必要な技術や情報の周知が図られている。

■林経ガイドライン —

解説 —

*用語説明 —

基準 4 森林生態系の生産力及び健全性の維持

指標 4.2 伐採量は森林の機能区別に指定された森林施業計画認定基準の範囲内で、適正に配置されている。大面積皆伐は避け、可能な箇所では、非皆伐施業を行う。また林産物資源の収穫は、それが持続できるよう定められている。

ガイドライン 4-2-1

伐採計画が、その森林の管理目的及び資源構成に照らして適切かつ実行可能である。林地保全の必要性が高い場所は、針葉樹一斉林型を呈している林分に広葉樹を残す。

ガイドライン 4-2-2

伐採方法・伐期齢・伐採率等の伐採・収穫については、水土保全・生物多様性保全に配慮し技術指針が作成されており、伐採箇所、箇所毎の伐採方法、伐採率、伐採面積・材積、伐採予定時期を含む収穫予定表が明示され、収穫量と成長量を比較し、林齢構成の平準化に努めている。

ガイドライン 4-2-3

森林施業計画認定森林の場合には、認定された森林施業計画に即した伐採計画にしたがって実行している。森林施業計画未認定森林の場合には、地域森林計画・市町村森林整備計画の基準に準ずる。

■林経ガイドライン 4-2-1-1

伐採については、「森林管理計画」等において水土保全・生物多様性保全に配慮した方法や技術を行うことが示され、それを遵守している。また、収穫予定については、GIS 等により、その計画が地図上で明示されている。

解説

主伐の場合は、森林の多様な機能ができるだけ持続できるよう、成長量に見合った伐採量を計画するとともに、伐採後の適正な更新を確保できる見通しのうえで、伐採を行うことが重要である。

*用語説明 —

基準 4 森林生態系の生産力及び健全性の維持

指標 4.3 伐採後は計画期間内に確実に更新されている。伐採跡地等の人工更新は、施業の履歴を踏まえて、適地適木の原則が守られている。

ガイドライン 4-3-1 最近 5 年ないしは 10 年における伐採と更新の実行状況が確認でき、伐採計画に対応して、更新が適切に計画されている。この場合、更新期間は、市町村森林整備計画に準ずる。

ガイドライン 4-3-2 更新方法、更新樹種、本数等の更新に関する技術指針が作成されており、これにしたがって更新箇所と箇所毎の更新方法、更新面積、樹種、更新予定時期を含む更新予定表が作られている。

ガイドライン 4-3-3 人工更新の場合の樹種の選択は、水資源かん養、国土保全、環境保全等の観点も含めた適地適木の原則等の技術合理性に照らして行う。種子、苗木はその地域の在来のものを使用するよう努める。外来種の導入は、生態系へ好ましくない影響が想定されるものは避ける。

ガイドライン 4-3-4 人工植栽にあつては、植え付け後に定期的に活着状況を確認し、枯損木がある場合には補植する。大規模な枯損が発生した場合や植栽後の成長が思わしくない場合には、原因の調査分析に基づき適切な樹種を選定し、改植等の措置をとる。

■林経ガイドライン 4-3-2-1

更新に関する技術指針が「森林管理計画」の中で特記されているか、別立てで策定されており、それによって作業する体制が整っている。また、更新の予定や履歴が GIS 等を使い地図上でも確認できる。

解説

1. 森林が循環的に利用されるためには、伐採後の更新が確実に担保される必要がある。その方法は、皆伐や択伐等伐採の方法に規定されるし、人工林や天然林等、目的とする森林の構成にも規定されるものである。こうした条件を踏まえて、地域に適した更新技術が示されていることが重要になる。
2. 指標 4.3 は、原則的に人工林の伐採及び更新についてであるが、ガイドライン 4-3-2 にある「技術指針」については、天然更新も含むと考える。
3. ここで示している外来種とは、外来樹種を示す。一般的には、先の指標 2.4 の〈解説〉で示した通り、新たな導入は原則的に認められない。導入する際には、環境への配慮を行う。

*用語説明

—

基準 4 森林生態系の生産力及び健全性の維持

指標 4.4 天然林についても地域の特性を考慮し適切な森林管理計画が樹立され、的確な更新施業が行われている。

ガイドライン 4-4-1

森林管理計画書の天然林に関する内容が地域森林計画及び市町村森林整備計画に照らして適切であり、天然林の伐採と更新が技術合理性の観点から相互に有機的に結合して計画されていること。伐採・更新にあたっては、伐採方法、伐期齢、伐採率、更新方法等に関する技術指針が作成されており、これにしたがって伐採・更新の箇所と箇所毎の方法、数量、予定時期を含む予定表が作られている。

ガイドライン 4-4-2

天然林の施業にあつては、施業方法と林相・林型に応じた適切な伐採率、伐採の繰り返しの期間等の技術指針がある。また伐採後の更新が適切に行われるよう、林相・林型、伐採後の現地の実態に応じて、地表処理、植え込み等必要な更新補助作業が計画されている。

■林経ガイドライン 4-4-1-1

天然林の取扱いについて、森林管理計画または基本方針が策定されている。

■林経ガイドライン 4-4-1-2

天然林における技術指針に従って天然林を管理する体制が整っている。

■林経ガイドライン 4-4-2-1

天然林択伐施業における選木指針に従って択伐する体制が整っていると同時に、更新補助作業が計画に従って行われている。

解説

天然林の取扱いについては樹種、地域条件等によって多様であり、技術的な確立が未熟な部分が多い。採用する技術が、十分な科学的根拠に基づいて選択されていることが重要であろう。

*用語説明

—

基準 4 森林生態系の生産力及び健全性の維持

指標 4.5 期間内における保育計画が明らかであり、現地の実態に応じて適切に行われている。

ガイドライン 4-5-1

保育方法、保育時期等の保育に関する技術指針が作成されている。樹種の多様性を高めかつ多層的な根系の発達に資するため、除伐等において適度に広葉樹ないしは更新対象樹種以外の樹種を適度に残す。

ガイドライン 4-5-2

最近 5 年ないし 10 年における保育の実行状況が確認でき、かつ今後の保育箇所と箇所毎の保育方法、数量、予定時期が明示されている。

■林経ガイドライン 4-5-1-1

保育に関する技術指針が「森林管理計画」の中で特記されているか、別立てで策定されており、それに従って作業する体制が整っている。

■林経ガイドライン 4-5-2-1

保育作業を記録する「保育記録簿」がある。今後の保育については、「保育計画」が立てられている。また、これら作業の履歴と計画とが、GIS 等で地図情報としても確認できる。

解説

保育は、植栽後概ね 10 年程度の間に行う下刈り、つる切り、除伐作業等の総称である。利用対象となる特定の樹種の生育向上を第一の目的とするが、その生育に直接関連のない広葉樹等の天然更新についても、できるだけ活かすような作業が求められる。

*用語説明

—

基準 4 森林生態系の生産力及び健全性の維持

指標 4.6 目標林型への誘導に必要な間伐が適切に計画され、間伐が的確に実行されている。

ガイドライン 4-6-1

森林資源の齢級構成、個々の林分の立木密度の現況に照らして、必要な林分の間伐が計画されており、間伐箇所と箇所毎の伐採率、数量、間伐予定時期が明示されている。また、市町村森林整備計画で要間伐森林に指定された林分は実行計画がある。

ガイドライン 4-6-2

間伐方法、伐採率、間伐林齢、間伐の繰り返し期間、間伐を実施する林分の立木密度等の目安等、間伐に関する技術指針が作成されている。なお、林内に現存する広葉樹、枯れ木、生長衰退木（空洞のある木）等を適度に残す。

ガイドライン 4-6-3

最近 5 年ないし 10 年間における間伐の実行状況が記録されており、また、間伐実行状況からみて、間伐は、林齢、林分の立木密度の現況等に照らし適切に行い、間伐材の利用促進に努めていることを確認できる。

■林経ガイドライン 4-6-1-1

「間伐に関する技術指針」、「間伐計画」、「間伐履歴簿」がある。また、市町村森林整備計画における要間伐林分や間伐施業の履歴、計画が、GIS 等により、地図情報としても明示できる状態になっている。

■林経ガイドライン 4-6-2-1

間伐作業を記録する「間伐記録簿」がある。今後の間伐については、「間伐計画」が立てられている。また、これら作業の履歴と計画とが、GIS 等で地図情報としても確認できる。

解説 —

*用語説明 —

基準 4 森林生態系の生産力及び健全性の維持

指標 4.7 森林の病虫獣害に対する適切な防除・対策が図られ、農薬等化学物質の使用は法令等を遵守し、かつ必要最小限の用途にとどめている。

ガイドライン 4-7-1

森林管理計画における森林病虫害防除に関する計画は、森林病虫害等防除法、及び鳥獣保護法の鳥獣保護事業計画に基づいているとともに、生物多様性・水土保全の維持にとって適切である。

ガイドライン 4-7-2

対象森林及び周辺森林での最近 5 年ないしは 10 年における森林病虫害獣害の発生状況と、講じた対処措置が確認できる。

ガイドライン 4-7-3

林業薬剤（除草剤を含む）の使用は必要最小限のものに限って使用する。使用する場合には、農薬取締法等に適合した管理指針を定め、これに従って薬剤を取扱う。

■林経ガイドライン 4-7-1-1

「森林病虫害防除に関する行動計画」があり、実行する体制が整っている。

■林経ガイドライン 4-7-2-1

森林病虫害獣害の発生状況と、講じた対処措置を記録、確認するために「病虫害記録及び対策簿」がある。また、被害箇所等が GIS 等、地図上で明示されている。

■林経ガイドライン 4-7-3-1

林業薬剤等は、「林業薬剤等管理指針」に従って利用・管理している。

解説

ガイドライン 4-7-2 における森林病虫害獣害の記録は、最近 5 年ないし 10 年間とする。

*用語説明

—

基準 4 森林生態系の生産力及び健全性の維持

指標 4.8 山火事に対する適切な予防と被害への対処が図られている。

ガイドライン 4-8-1 森林火災予防に関し、森林管理巡視員等体制整備のほか、従業員、ボランティア等への啓発、教育のプログラムがある。

ガイドライン 4-8-2 森林火災消防に関し、関連機関との有機的連携を保ちつつ、従業員への訓練が実施され資材が準備されている。

ガイドライン 4-8-3 森林火災被害跡地がある場合には、跡地への森林造成の計画があり、場所毎の更新方法、面積等が明示されている。

■林経ガイドライン 4-8-1-1

森林火災予防に関する規定類が「森林管理計画」の中で特記されているか、別立てで策定されており、それによって作業する体制が整っている。また、啓発・教育活動に役立っている。

■林経ガイドライン 4-8-3-1

森林火災跡地が地図上で確認できる。

解説 —

*用語説明 —

基準 5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組

指標 5.1 日本の全ての法律及び日本が調印した全ての国際条約や合意を遵守する。

ガイドライン 5-1-1 遵守すべき国内法、国際条約等を別紙に例示する。

ガイドライン 5-1-2 森林管理上必要な法令集を常にアクセス可能な状態に保ち、森林管理者が法的要求事項を認識している。

ガイドライン 5-1-3 合法性の遵守に関して、その説明責任を担保しうる文書、記録等の整備と適切な対策が採られている。

■林経ガイドライン 5-1-2-1

当該地域における森林管理上必要な法令類を常備している。

■林経ガイドライン 5-1-3-1

伐採届けに従った更新が行われ、伐採届け受付通知の写しが保存されている。

< 遵守すべき国内法・国際条約等（例示） >

☆森林法関連・市町村森林計画制度と伐採の届け出制度、伐採計画の変更命令制度・施業勧告制度・林地開発許可制度・保安林制度、保安施設地区制度 ☆林業種苗法の母樹林制度 ☆森林病虫害等防除法 ☆自然環境保全法の厳正自然環境保全地域、自然環境保全地域、同法に基づく都道府県条例の自然環境保全地域等の制度に係る森林管理、施業規制 ☆自然公園法の国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の制度に係る森林管理、施業規制 ☆鳥獣保護及狩猟に関する法律の鳥獣保護区等の諸制度に係る森林管理、施業規制 ☆絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の生息地等保護地区等に関する諸制度に係る森林管理、施業規制 ☆特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法の指定地域制度等に係る森林管理、施業規制 ☆文化財保護法の諸制度に係る森林管理、施業規制 ☆都市計画法体系の諸法律（都市計画法、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法ほか）の諸制度に係る森林管理、施業規制 ☆海岸法、河川法、砂防法等の諸制度に係る森林管理、施業規制 ☆都道府県、市町村制定の関係条約 ☆生物多様性国際条約に基づく我が国の生物多様性国家戦略 ☆ラムサール条約に係る森林管理、施業規制

*用語説明

—

基準 5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組

指標 5.2 地域社会の法的あるいは慣習的な財産・資源等の利用権が尊重されている。

ガイドライン 5-2-1 認証申請森林についての入会権、漁業権、その他の慣習的な利用権（国有林にあつては共用林野）の有無と、それらの管理計画における位置づけが確認できる。

ガイドライン 5-2-2 入会権等が確認された場合、利用権利者の実態を踏まえてその利益を適切に保全することが森林管理計画に記載されている。

■林経ガイドライン 5-2-1-1

入会権、漁業権、その他の慣習的な利用権のある地区が、GIS 等の地図上で確認できる。

■林経ガイドライン 5-2-2-1

慣習的な利用権は、森林管理計画の中で、尊重・保全されるべきことが明示されており、「慣習的な利用権の保全指針」の中で、慣習的な利用権の具体的内容と、その保全方法が明示されている。

解説

慣習的な利用権は、旧来の「ムラ」に由来する団体が主体となって、利用内容が決められ、管理・運営されていると想定される。こうした団体は、団体内の適切な意思決定を経た上で、森林認証に参加するものと考えられよう。こうした団体による慣習的な権利・利用については、森林認証の目的や実行計画等との間で矛盾がないように整合性を保つ必要がある。

*用語説明 —

基準 5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組

指標 5.3 森林管理計画の実行に当たり、雇用者、委託者や林業従事者に対して生物多様性や労働安全等に関して適切な訓練と指導を行っている。

ガイドライン 5-3-1 雇用者、委託者を含む林業従事者に対し、生物多様性保全等に関する教育・指導文書があり、研修が行われている。

ガイドライン 5-3-2 雇用者、委託者を含む林業従事者に対し、安全作業の基準等の労働安全に関するマニュアル、手引き書が用意され、カリキュラムにしたがった訓練・研修が行われている。

■林経ガイドライン 5-3-1-1

委託先を含む林業従事者に対し、生物多様性保全と労働安全に関する研修が、毎年、定期的に施されている。ただし、委託先が研修を行っている場合には、それをもって替えることができる。ここでいう研修とは、他の機関が主催する講習会等への出席も含む。

解説

生物多様性について適切なテキストが準備され、また、労働安全についても適切なテキストが準備されており、これらをテキストにして、専門家を講師にした研修が定期的に行われることがポイントとなる。

*用語説明 —

基準 5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組

指標 5.4 従業員に対する社会保障、必要な訓練の実施、健康と安全の確保を図られている。

ガイドライン 5-4-1

法的要件を満たす事業者（森林所有者ないしは森林管理主体となる者）は、従業員の雇用保険、健康保険等社会保障制度に加入している。法定要件を満たしていない者であっても、加入に努める。

ガイドライン 5-4-2

法定要件を満たす事業者にあつては、労働安全衛生法、同施行令、労働安全規則等に基づく安全衛生管理体制が組織化され、安全教育、安全点検、自主的安全活動が実施されている。それ以外の者にあつては、上記に準ずる。

■林経ガイドライン 5-4-1-1

各従業員について、雇用保険、健康保険等社会保障制度の加入状況について整理した一覧表を準備している。

■林経ガイドライン 5-4-2-1

安全衛生管理体制が文書化され、安全教育、安全点検、自主的安全活動についての具体的活動や責任者が明確になっている。

■林経ガイドライン 5-4-2-2

労働災害については、過去 5 年間の記録があり、問題点の抽出、改善方法等が明らかにされている。

解説

1. 法定要件を満たす事業者とは、社会保険制度上、雇用保険等に加入しなければならない事業体のことを示す。
2. 委託先の従業員についても、上記ガイドラインに準拠すること。

*用語説明 —

基準 6 社会・経済的便益の維持及び増進

指標 6.1 緑の循環資源として、認証林産物を多様な用途に有効活用し、地元住民や利害関係者等との連携を図り、地域経済の振興に努める。

ガイドライン 6-1-1 認証森林から生産された多様な認証林産物の利用を認定事業体と提携して推進し、森林認証の取得を通じて得た知識・経験を広く地域に普及・啓発に努める。

ガイドライン 6-1-2 認証林産物を生産現場や加工・流通過程において非認証林産物と混同しないよう分別・表示し、需要者に適正に供給する。

ガイドライン 6-1-3 林道、作業道の開設・維持、治山施設の設置、森林レクリエーション・環境教育施設の設置等にあたっては、認証森林から産出される林産物の有効利用に努める。

■林経ガイドライン 6-1-1-1

認証材の普及、利用に向けた計画、戦略等が文書化されている。

解説

1. ガイドライン 6-1-2 の「加工・流通過程」とは、素材の供給までのことを示す。
2. ガイドライン 6-1-2 の生産現場における全量が認証材の場合には、一般論として物理的な分別は必要ないが、素材の出荷先や売先が SGEC の分別・表示認定事業体で、認証材としての流通を意図する時は、全量が認証材であってもトラック別や伝票上では認証材であるとの区分認識が必要である。

*用語説明 —

基準 6 社会・経済的便益の維持及び増進

指標 6.2 市民に自然に触れ合う機会／場所の提供に努めるとともに、入山者に対する環境教育、安全等への指導及び対策が整備されている。

ガイドライン 6-2-1

市民が自然にふれあう機会や場所の提供に努め、相当規模の森林経営体にあつては、独自の森林・環境教育プログラムがある。入山者に対しては説明板等環境教育施設を設置するか、もしくは、設置の計画がある。入山者の利用する林道、作業道、歩道その他施設について、交通安全施設、安全標識、案内板等を整備する。

ガイドライン 6-2-2

入山者に対する空き缶、ゴミ等の持ち帰りの啓発がなされているとともに、廃棄物が出た場合には、森林外の適切な場所で処理されている。

■林経ガイドライン 6-2-1-1

森林の市民への公開について指針が策定されている。

■林経ガイドライン 6-2-1-2

上記の活動を行う場合は、運営体制が明確になっている。

解説

1. ガイドライン 6-2-1 は、主として「相当規模の森林経営体（ないし森林管理者）」を対象とした努力規定である。
2. ガイドライン 6-2-2 に関連して、認証森林内で実際にゴミ・廃棄物の投棄が生じた場合には、森林管理者は、すみやかに森林所有者に通報するとともに、可能な場合には原因者の責任で除去させ、必要ある時は地元市町村・警察・消防署等と連携して、適切な措置を行うことが大切である。

*用語説明 —

基準 6 社会・経済的便益の維持及び増進

指標 6.3 森林レクリエーションや景観の維持に配慮した森林管理が必要な森林においては、適切な対応がとられている。

ガイドライン 6-3-1

森林管理計画において森林レクリエーション・景観維持改善のためのゾーニングを行い、該当地域は可能な限り景観維持改善、快適性向上の観点から望ましい施設設置、森林配置、森林施業に努める。

ガイドライン 6-3-2

市町村森林整備計画等の公的計画・制度で景観保全、生活環境保全のための森林施業上の制約がある森林については、その基準・規範に適合している。

ガイドライン 6-3-3

森林レクリエーション施設は、森林レクリエーション受益者の期待、環境保全、林地開発許可基準及び保健機能森林に関する森林施業計画の認定基準を満たすよう設置されている、もしくは計画されている。

■林経ガイドライン 6-3-1-1

「森林レクリエーション及び景観維持の基本指針」があり、ゾーニングについて規定するとともに、施業の具体的なあり方が示されている。あるいは、同等の内容が森林管理計画の中で言及されている。

■林経ガイドライン 6-3-1-2

森林管理計画で、森林レクリエーション・景観維持改善のためのゾーニングが行われたところは地図上で明瞭であり、GIS等で効率的な管理ができる体制になっていること。

解説 —

*用語説明 —

基準 6 社会・経済的便益の維持及び増進

指標 6.4 文化的・歴史的に重要な遺跡や資源・社会的に価値の高い森林が保護されている。

ガイドライン 6-4-1

森林管理計画に文化財保護法等による指定文化財のほか、地域社会において文化的、歴史的に重要と評価されている遺跡、地域住民に親しまれ郷土のシンボルとなっている森林、地域住民に親しまれている巨樹・巨木、学術的に価値の高い森林等が明示され、その取扱い指針が示されている。

ガイドライン 6-4-2

文化財保護法等の諸制度で規制された森林でなくても、森林施業について地域社会から妥当と評価される内容で、その保全に対する配慮がなされている。それらの森林については、展示林、見本林等として社会一般の便益に積極的に供し、その PR を行っている。

■林経ガイドライン 6-4-1-1

文化的、歴史的、学術的に価値の高い森林の取扱い指針が文書化されている。

■林経ガイドライン 6-4-1-2

文化的、歴史的、学術的に価値の高い森林、住民に親しまれている巨樹・巨木等が、GIS 等、地図上で明示されている。

解説

価値が高い森林や樹木がある場合、公開には総合的な判断が必要である。

*用語説明 —

基準 6 社会・経済的便益の維持及び増進

指標 6.5 対象森林の管理・整備、利用が地球温暖化防止の二酸化炭素吸収源として貢献できるよう努めている。

ガイドライン 6-5-1 二酸化炭素固定能を向上させる、あるいは少なくとも低下させないよう森林を適切に取扱い、樹種及び林分構成に留意する。

ガイドライン 6-5-2 森林の管理・整備に当たっては、可能な限り化石燃料の節減に努め、林地残材や利用可能な間伐材等を有効利用する。

■林経ガイドライン 6-5-1-1

認証対象の森林は、「地球温暖化に資する森林管理指針」を策定し、循環的な利用が進むように計画されている。

■林経ガイドライン 6-5-2-1

間伐材等の伐採木は、できるだけ炭素プールとして保持されるような形で有効利用が進むように配慮されている。また、伐採した除伐材、間伐材等が、化石燃料利用に代替されるようバイオマス・エネルギーの利用に供されるよう努めている。

■林経ガイドライン 6-5-2-2

森林管理・整備についての省エネ策（CO₂ 排出削減）が明文化されている。

解説

森林・木材セクターが CO₂ 問題に貢献できる内容としては、次の 5 点であろう。

1. 森林の減少を抑制し、無立木地には森林の造成を進めること
2. 既存の森林については炭素吸収機能（蓄積等）を増大させること
3. 成熟した森林では成長量と伐採量との均衡を前提に循環利用を進めること
4. 搬出される木材炭素のストック増大とその長期安定に資する利用を進めること
5. 化石燃料等の温暖化ガス排出を代替するバイオマス利用等を進めること

こうしたことを前提に森林の管理、利用について適切な方針を示すことがポイントとなろう。

*用語説明

基準 7 モニタリングと情報公開

指標 7.1 森林管理計画の実行状況とその影響を評価するためのモニタリングを適宜実施する。モニタリングの結果は、管理計画の実行及び改訂に反映され、必要に応じて見直しが図られている。

ガイドライン 7-1-1

モニタリングで管理計画の達成度を評価するチェックリストがあり、これに基づき現地で確認作業を行い、達成度と環境影響を評価する。実行されていない場合には、その理由と対処方針を明示する。モニタリングについては、自己検証、評価、改善点の検討がなされている。

■林経ガイドライン 7-1-1-1

モニタリングについては、実施要領を作成して行う。

■林経ガイドライン 7-1-1-2

モニタリング結果をふまえ、チェックリストを作成し、自己検証や改善点の検討を行う。

解説 —

*用語説明 —

基準 7 モニタリングと情報公開

指標 7.2 地方自治体等が全体の多様性を推測する指標生物群のモニタリングを行っている場合、その調査に対する協力体制が整っている。

ガイドライン 7-2-1 生物多様性に関するモニタリングを行っている第三者機関との協力体制の内容、その実施状況が確認できる。

■林経ガイドライン —

解説 —

*用語説明 —

基準 7 モニタリングと情報公開

指標 7.3 対象森林に関する各種情報の記録を極力残す。施業を行った場合は、作業種別、年度別、所在場所別に施業記録が残されている。

ガイドライン 7-3-1

場所別・年次別の施業履歴が残されている。また病虫害、獣害、森林火災、気象害が記録されている。

■林経ガイドライン 7-3-1-1

最近 5 年ないし 10 年間における施業履歴簿や災害の履歴が用意されているとともに、これらの記録は GIS 等により、地図上でも参照できるようになっている。

解説

作業履歴や森林災害の履歴は、森林管理の枢要部であり、計画策定の前提であるので、最近 5 年ないし 10 年間における記録をすることはもちろん、できるだけ GIS 等と連動させて利用し易く情報を管理することが重要である。

*用語説明

—

基準 7 モニタリングと情報公開

指標 7.4 森林管理計画とモニタリング結果は、情報の機密性を尊重するが、その概要については一般に公開することを原則とする。

ガイドライン 7-4-1

森林管理計画及びその管理計画の実行記録簿、生物多様性の保全等の計画事項のチェックリスト等についての公開の方法（場所、閲覧手続き等）を定めた文書がある、もしくは、作成する予定がある。

■林経ガイドライン 7-4-1-1

認証の取得に際して、森林管理の内容を公開する方針が文書化されている。具体的には、自己のホームページ、あるいは、審査機関（またはコンサルタント機関）のホームページ等において、当該認証森林に係わる概要説明、管理計画、実績、チェックリスト等が公開されることになっている。

解説 —

*用語説明 —

お問い合わせ先

財団法人林業経済研究所 **FERI**

〒113-0034 東京都文京区湯島 1-12-6 高関ビル 3A

TEL 03-6379-5015 FAX 03-6379-3210

E-mail office@foeri.org

<http://www.rinkeiken.org/>

印刷 創文印刷工業株式会社